

山辺町障害者活躍推進計画

山辺町

山辺町教育委員会

令和 7 年 4 月

1 計画策定の趣旨

山辺町障害者活躍推進計画（以下「本計画」という。）は、令和元年6月に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づき、「障害者活躍推進計画作成指針（令和元年厚生労働省告示第198号）」に即して策定する計画です。

本町では、法定雇用率を達成し、障害のある職員が職業生活において活躍することの推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、本計画を策定します。

2 策定機関

町全体で障害者の活躍推進に向けた取組を推進するため、各任命権者が連名で計画を策定します。

3 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の周知・公表

策定又は改定を行った計画は、イントラネットへの掲載等により、全ての職員に対して周知するとともに、町のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。

数値目標の達成状況及び計画に掲げる取組の実施状況等についても、毎年度、周知・公表します。

5 障害者雇用に関する課題・目標

町長部局	【課題】 ・令和8年7月1日から法定雇用率が3.0%になる予定であることから、障害者のさらなる採用を実施する必要がある。 (参考) 令和6年6月現在 法定雇用率2.8% ・障害のある職員の活躍のために、必要に応じて人事管理や職場環境整備等を行うことが重要である。 【目標】 ①採用に関する目標 当該年6月1日時点の法定雇用率以上。 (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。 ②定着に関する目標 不本意な離職者を極力生じさせない。 (評価方法) 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着情報を把握・進捗管理。
教育委員会事務局	当局は、町長部局より出向となっている職員により構成されており、職員採用の見込みはない。また障害者である職員も在籍していないことから、職員への障害者雇用促進に係る啓発や資料提供等を実施し、理解を得るよう推進していく。

6 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

- 障害者の活躍推進に向けた取組を持続的・継続的に進めていくためには、推進体制を整備し、計画策定から取組の推進・見直しをしてまいります。
- 障害者の雇用の促進及び安定を図るため「障害者雇用推進者」として総務課長を選任し、全庁的に取組みを推進してまいります。
- 障害のある職員や職場の管理監督者等が相談できる体制を整えとともに、全ての職員の障害理解を深めてまいります。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 障害のある職員の活躍を推進していくためには、職員一人ひとりの障害特性や能力、希望等を十分把握し、総合的に検討して業務との適切なマッチングを図ってまいります。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- 障害のある職員が安心して働ける環境を整え、能力・意欲を最大限発揮していくため、施設や就労支援機器等の整備のほか、管理監督者による障害特性等の把握を通じた合理的配慮の提供を行ってまいります。
- 募集・採用にあたっては、次のような取扱いを行わないこととします。
 - ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定すること
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」などの条件を設定すること
 - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること
- 年次休暇などの各種休暇の利用を促進してまいります。
- 本人の希望等も踏まえつつ、職務につながる研修を周知し、受講の機会を付与するよう努めてまいります。
- 面談等を実施し、必要な配慮等の有無を把握し、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じてまいります。

(4) その他

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「優先調達推進法」という。）等を踏まえ、町で直接雇用するだけでなく、企業等における障害者の活躍の場の拡大に向けた取組を推進してまいります。